役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人スペースふう(以下「この法人」という。)の定款 第19条に基づき、この法人の役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを 目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)報酬とは、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 代表権を有する理事長は、役員報酬として月額60,000円を支給する。役員報酬として支給する。 て支給する。
- 2 役員報酬額は理事会で決定する。

(報酬の支払い日)

第4条 報酬は毎月翌月 10 日に支払う。但し、支給日が金融機関の休日にあたるときはそ の前日に繰上げて支払う。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員報酬は当該理事の指定する銀行等の当該理事の預金口座への振り込みにより 支払うこととする。

(費用)

第6条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものと する。

(改定)

第7条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。この規定の実施に関し、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規定は平成25年9月26日付をもって施行する。

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

令和2年5月28日一部改正

令和3年3月25日一部改正(令和3年3月25日理事会決議)

令和3年5月12日一部改正(令和3年5月12日理事会決議)